

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
笹本 洋一

「小児における R S ウイルス感染症の予防接種及び高齢者における肺炎球菌感染症の予防接種に関する周知資料について」及び「R S ウイルス感染症に係る定期の予防接種の運用について(依頼)」について

今般、厚生労働省及びこども家庭庁より各都道府県衛生主管部(局)及び母子保健主管部(局)宛に標記 2 件の事務連絡がなされ、下記のとおり本会に対しても周知依頼、情報提供がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会及び関係医療機関に対する周知方についてご高配のほどお願い申し上げます。

記

1. 小児における R S ウイルス感染症の予防接種及び高齢者における肺炎球菌感染症の予防接種に関する周知資料について

定期接種対象者や医療従事者の方に対する情報提供資料の周知。

- (1) 令和 8 年 4 月より、定期接種が開始される見込みの R S ウイルスワクチン(妊婦に接種するもの)に関する情報提供資料

※厚生労働省ホームページからダウンロードいただけます。

URL:https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekka-ku-kansenshou/yobou-sesshu/vaccine/rs/index.html

資料 1. R S ウイルス母子免疫ワクチン定期接種のご案内(対象者向けリーフレット)

資料 2. R S ウイルス母子免疫ワクチン定期接種のご案内(医療従事者向けリーフレット)

- (2) 令和 8 年 4 月より、定期接種として使用するワクチンが沈降 20 価肺炎球菌結合型ワクチン(PCV20)に変更される見込みの高齢者に対する肺炎球菌ワクチンに関する情報提供資料

※厚生労働省ホームページからダウンロードいただけます。

URL:https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekka-ku-kansenshou/yobou-sesshu/vaccine/pneumococcus-senior/index.html

資料 3. 高齢者用肺炎球菌感染症定期接種のご案内(対象者向けリーフレット)

2. R S ウイルス感染症に係る定期の予防接種の運用について(依頼)

R S ウイルス母子免疫ワクチンに係る定期接種の運用において、自治体が留意すべき事項について情報提供。

以上

事 務 連 絡
令和 8 年 2 月 20 日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課

小児におけるRSウイルス感染症の予防接種及び
高齢者における肺炎球菌感染症の予防接種に関する周知資料について
(協力依頼)

厚生労働行政の推進につきましては、日頃より御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、小児におけるRSウイルス感染症の予防接種及び高齢者における肺炎球菌感染症の予防接種に関する周知資料等について、各都道府県、市町村、特別区、衛生主管部（局）宛及び母子保健主管部（局）宛に事務連絡を发出いたしました。

つきましては、貴会会員の皆様に対する周知についてもご協力いただきますようお願い申し上げます。

事務連絡
令和8年2月20日

各 $\left(\begin{array}{l} \text{都道府県} \\ \text{市町村} \\ \text{特別区} \end{array} \right)$ 衛生主管部（局）御中

各 $\left(\begin{array}{l} \text{都道府県} \\ \text{市町村} \\ \text{特別区} \end{array} \right)$ 母子保健主管部（局）御中

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課
こども家庭庁成育局母子保健課

小児におけるRSウイルス感染症の予防接種及び
高齢者における肺炎球菌感染症の予防接種に関する周知資料について

予防接種行政につきましては、日頃より御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

小児におけるRSウイルス感染症の予防接種は、予防接種法第5条第1項の規定に基づく定期の予防接種（以下「定期接種」という。）として位置付けられ、令和8年4月より、組換えRSウイルスワクチン（妊婦に接種するもの。以下「RSウイルス母子免疫ワクチン」という。）を用いて定期接種が開始される見込みです。また、高齢者における肺炎球菌感染症の予防接種については、令和8年4月より、定期接種として使用するワクチンが23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン（PPSV23）から沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン（PCV20）に変更される見込みです。

今般、下記のとおり、定期接種対象者や医療従事者の方に対する情報提供資料を新たに作成しましたので、定期接種の対象者等への周知・広報にご活用いただくとともに、貴管下の医療機関等へ情報提供いただきますようお願いいたします。

引き続き、接種を希望される定期接種の対象となる方がその機会を逸することのないようご配慮いただくとともに、定期接種の対象者等への周知・広報を含め、円滑な接種の実施のために必要な対応を講じていただくようお願いいたします。

なお、公益社団法人日本医師会に対し、本件に係る周知協力を依頼していることを申し添えます。

記

1. RSウイルス母子免疫ワクチンに関する情報提供資料

RSウイルス母子免疫ワクチンに関する情報提供資料として、定期接種対象者向けリーフレット（資料1）及び医療従事者向けリーフレット（資料2）を作成しておりますので、適宜ご活用ください。

※ 厚生労働省ホームページからダウンロードいただけます

URL : https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/yobou-sesshu/vaccine/rs/index.html

資料1. RSウイルス母子免疫ワクチン定期接種のご案内（対象者向けリーフレット）

資料2. RSウイルス母子免疫ワクチン定期接種のご案内（医療従事者向けリーフレット）

2. 高齢者用肺炎球菌ワクチンに関する情報提供資料

高齢者用肺炎球菌ワクチンに関する情報提供資料として、定期接種対象者向けリーフレット（資料3）を作成しておりますので、適宜ご活用ください。

※ 厚生労働省ホームページからダウンロードいただけます

URL : https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/yobou-sesshu/vaccine/pneumococcus-senior/index.html

資料3. 高齢者用肺炎球菌感染症定期接種のご案内（対象者向けリーフレット）

以上

令和8年度から、
妊娠28週～36週の妊婦の方を対象に

RSウイルス 感染症に対する 母子免疫ワクチンの 定期接種を実施します。

RSウイルス感染症は乳幼児が感染すると重症化することがあります

RSウイルスは小児や高齢者に呼吸器症状を引き起こすウイルスで、2歳までにほぼ全ての乳幼児がRSウイルスに少なくとも1度は感染するとされています。

感染すると、発熱、鼻水、咳などの症状が出現し、初めて感染した乳幼児の約7割は軽症で数日のうちに軽快しますが、約3割では咳が悪化し、重症化することがあります。

2010年代には、年間12万人～18万人の2歳未満の乳幼児がRSウイルス感染症と診断され、3万人～5万人が入院を要したとされています。



定期接種の対象

接種時点で、**妊娠28週0日** から **36週6日** までの妊婦の方
過去の妊娠時にRSウイルスワクチン(母子免疫ワクチン)を
接種したことがある方も対象になります。

定期接種を受ける方法と費用

定期接種はお住まいの(住民票のある)市町村で実施されます。
接種できる場所や費用について、詳しくはお住まいの市町村にお問い合わせ
ください。また、里帰り出産によりお住まいの市町村外での接種を希望する
場合についても、お住まいの市町村にお問い合わせください。

使用するワクチン(母子免疫ワクチン)について

母子免疫ワクチン(ファイザー社の組換えRSウイルスワクチン:アブリスボ®)を使用します。このワクチンは、妊婦の方に接種すると、母体内で作られた抗体が胎盤を通じて胎児に移行し、生まれた乳児が出生時からRSウイルスに対する予防効果を得ることができます。



接種スケジュール	妊娠28週0日から36週6日までの間に1回接種
----------	-------------------------

ワクチンの効果

	有効性(*1)	
	日齢0日~90日	日齢0日~180日
RSウイルス感染症による医療受診を必要とした下気道感染症(*2)の予防	6割程度の予防効果	5割程度の予防効果
RSウイルス感染による医療受診を必要とした重症下気道感染症(*3)の予防	8割程度の予防効果	7割程度の予防効果

*1 妊娠24週~36週の妊婦を対象としています。

*2 肺炎、気管支炎等の感染症

*3 医療機関への受診を要する気道感染症を有するRSウイルス検査陽性の乳児で、多呼吸、SpO2 93%未満、高流量鼻カニユラまたは人工呼吸器の装着、4時間を超えるICUへの収容または無反応・意識不明のいずれかに該当と定義しています。

ワクチンの安全性

ワクチンの接種後に副反応がみられることがあります。

主な副反応には、接種部位の症状(疼痛、腫脹、紅斑)、頭痛、筋肉痛があります。

ワクチン接種による妊娠高血圧症候群の発症リスクに関して、薬事承認において用いられた臨床試験では、妊娠高血圧症候群の発症リスクは増加しませんでした。海外における一部の報告では、妊娠高血圧症候群の発症リスクが増加したというものもありますが、解釈に注意が必要であるとされています。

接種後に気になる症状を認めた場合は、接種した医療機関へお問い合わせください。

●他のワクチンとの同時接種について

医師が特に必要と認めた場合は、他のワクチンと同時接種が可能です。

予防接種後に健康被害が生じた場合は、救済制度があります

予防接種は、感染症を予防するために重要なものですが、健康被害(病気になったり障害が残ったりすること)が起こることがあります。極めてまれではあるものの、副反応による健康被害をなくすことはできないことから、救済制度が設けられています。

接種を受けたご本人及び出生した児が対象となります。制度の利用を申し込むときは、予防接種を受けた時に住民票を登録していた市町村にご相談ください。



令和8年度から、妊娠28週～36週の妊婦の方を対象に

RSウイルス感染症に対する 母子免疫ワクチンの 定期接種を実施します。

～妊婦の方からご相談を受けた際にご活用ください～



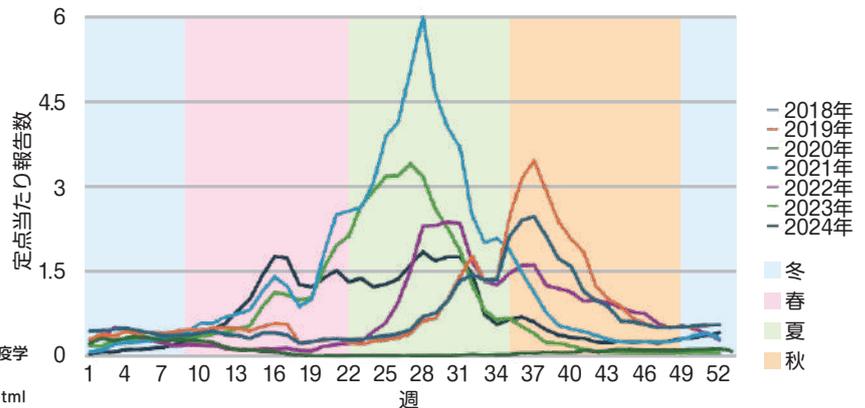
1 RSウイルス感染症の現状

◆発生状況・流行期

国内のRSウイルス感染症の流行期は年により、また地域により様々です。国立健康危機管理研究機構はRSウイルス感染症の定点当たり報告数の推移を公表していますが、近年の流行期は以前の冬期から夏期に変化した可能性が指摘されており、流行期の予測は容易ではありません。

出典：感染症発生動向調査でみる2018～2024年のRSウイルス感染症の疫学
国立健康危機管理研究機構 感染症情報提供サイト
<https://id-info.jihns.go.jp/surveillance/idwr/article/rsv/010/index.html>

RSウイルス感染症定点当たり報告数推移



◆疾病負荷

- ・年間1歳未満の**5-10%**が診断、**2-3%**が入院
(1000人年あたり50-100人が診断され、20-30人が入院)
- ・年間2歳未満の**12～18万人**が診断、**3～5万人**が入院
- ・2歳未満の入院のうち、**7%**が何らかの人工換気が必要
- ・2歳未満の入院の**90%**は重症化のリスクのない児
- ・罹患した場合の入院日数は**6日(中央値)**、入院費用は**391,648円(中央値)**
(入院費用は入院した場合にかかる医療費の総額であり、実際の窓口負担とは異なります)

出典：Pediatr Int. 2022 Jan;64(1):e14957. J Pediatric Infect Dis Soc. 2025 Jan 20;14(1):piae115.
Influenza Other Respir Viruses. 2024 Nov;18(11):e70045.

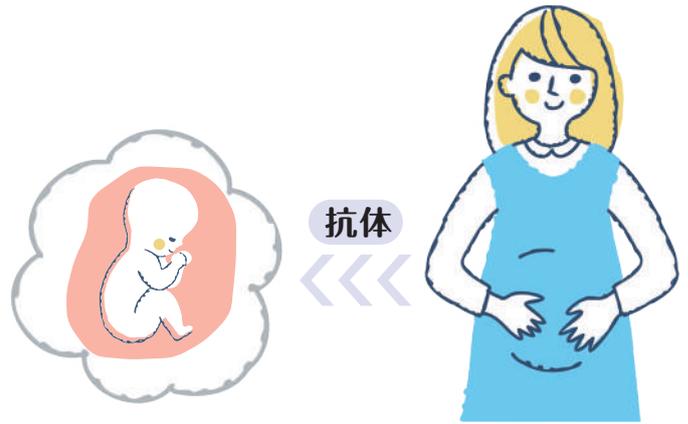
◆予防・治療

接触・飛沫感染により伝播するため、手洗いや手指衛生といった基本的な感染対策が有効です。治療は対症療法が中心で、重症化した場合には酸素投与、輸液、呼吸管理などを行います。また、早産児等の重症化のリスクを有する児に対する発症抑制を目的とした製剤として、モノクローナル抗体製剤であるパリビズマブ(アストラゼネカ社のシナジス®)、ニルセビマブ(サノフィ社のペイフォータス®)が保険適用されています。

2 母子免疫ワクチンの概要

生まれたばかりの乳児は免疫の機能が未熟であり、抗原に暴露しても自力で十分な量の抗体を産生することができないとされています。母子免疫ワクチンとは、妊婦の方が接種することで、母体内で作られた抗体が胎盤を通じて胎児に移行し、生まれた乳児が出生時から病原体に対する予防効果を得ることができるワクチンです。

RSウイルス感染症に対する母子免疫ワクチンとして、組換えRSウイルスワクチン(ファイザー社のアブリスボ®)があります。なお、アブリスボの成分は胎児には移行しないとされています。また、組換えRSウイルスワクチンのうち、アレックスビー®(GSK社)は母子免疫ワクチンとして用いることはできません。



3 RSウイルス感染症に対する母子免疫ワクチンの定期接種の概要

◆定期接種の対象

接種時点で、**妊娠28週0日 から 36週6日** までの妊婦の方
(有効性の観点から添付文書で推奨される期間です。)

◆使用するワクチン

一般名	組換えRSウイルスワクチン
販売名	アブリスボ®筋注用
剤形	バイアル製剤(1回分)

◆他のワクチンとの同時接種について

他の不活化ワクチンと同時接種が可能です。ただし、海外の知見で、百日咳菌の防御抗原を含むワクチンとの同時接種で、百日咳菌の防御抗原に対する免疫応答が低下するとの報告がありますが、機序及び臨床的な影響は不明です。

出典: J Infect Dis 2022; 225(12): 2077-86



4 ワクチンの有効性

母体へ組換えRSウイルスワクチンを接種した場合の有効性について、日本を含む18か国において実施された国際共同第三相試験(MATISSE試験)において、確認されています。

※1 妊娠24週～36週の妊婦を対象としています。

※2 医療機関の受診を要するRSV関連気道感染症を有するRSウイルス検査陽性の乳児で、多呼吸/SpO₂ 93%未満/高流量鼻カニュラまたは人工呼吸器の装着/4時間を超えるICUへの収容/無反応/意識不明のいずれかに該当と定義しています。

※3 有効性の信頼区間の幅は99.5% CI。

※4 有効性の信頼区間の幅は97.58% CI。

	有効性(予防効果)※1	
	日齢0日～90日	日齢0日～180日
RSウイルス感染症による医療受診を必要とした下気道感染症の予防	57.1% [14.7-79.8]※3	51.3% [29.4-66.8]※4
RSウイルス感染による医療受診を必要とした重症下気道感染症※2の予防	81.8% [40.6-96.3]※3	69.4% [44.3-84.1]※4

なお、母体接種から出生までの期間が14日未満の児、パリビズマブほかRSウイルスに対するモノクローナル抗体製剤および20mL以上の輸血の投与を受けた児は解析対象から除外されています。

接種時の母体妊娠週別サブグループにおける有効性の解析結果は、生後180日以内のRSウイルス関連下気道感染症に対する有効性は、28～31週67.4%[34.2-85.0]、32～36週57.3%[29.8-74.7]、生後180日以内の重症RSウイルス関連下気道感染症に対する有効性は、28～31週 88.5%[51.8-98.7]、32～36週 76.5%[41.3-92.1]でした。

出典: N Engl J Med 2023; 388(16): 1451-64.

5 ワクチンの安全性

ワクチンを接種後に右のような副反応がみられることがあります。また、頻度は不明ですが、ショック、アナフィラキシーがみられることがあります。

発現割合	主な副反応
10%以上	疼痛※(40.6%)、頭痛(31.0%)、筋肉痛(26.5%)
10%未満	紅斑※、腫脹※
頻度不明	発疹、蕁麻疹

※ワクチンを接種した部位の症状 添付文書より厚労省にて作成

- 早産については、国際共同第三相試験においてワクチン群が対照群よりも多い傾向を認めましたが(ワクチン群5.7% vs 対照群4.7%)、統計学的有意差を認めませんでした。日本人部分集団においては、ワクチン群の方が早産の発生率が低い結果でした(ワクチン群3.0% vs 対照群 5.6%)。
- 産前・産後の児の死亡については、ワクチン群で明らかな増加を認めませんでした。
- 妊娠高血圧症候群の発生に関しては、国際共同第三相試験において、ワクチン群が対照群よりもわずかに多い傾向を認めましたが(妊娠高血圧症の発症がワクチン群 1.1% vs 対照群 1.0%、妊娠高血圧腎症の発症がワクチン群 1.8% vs 対照群 1.4%)、統計学的有意差は認めませんでした。米国のワクチン接種に関する諮問委員会(Advisory Committee on Immunization Practices; ACIP)において、2023-2024年シーズンにおける米国の市販後調査では、調整リスク比1.09[1.03-1.15]と軽度ながら統計的に有意な妊娠高血圧症候群のリスク増加との関連が指摘されていますが、交絡因子等の影響の可能性があることから解釈に注意が必要であるとされています。

出典: N Engl J Med 2023; 388(16): 1451-64. Vaccine 2024; 42(22): 126041. ACIP Meeting Materials: June 25-26, 2025 Meeting | ACIP | CDC <https://www.cdc.gov/acip/meetings/presentation-slides-june-25-26-2025.html>

◆安全性の評価について

ワクチンは薬事承認の段階で有効性・安全性についての知見が得られています。また審議会※において専門家による定期的な評価が行われており、現時点では重大な懸念は認められないと評価されています。

※厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会、薬事審議会医薬品等安全対策部会安全対策調査会

副反応疑い報告の最新の状況について、詳しく知りたい方はこちら
https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-kousei_284075.html



6 Q&A

妊婦の方から様々なご相談を受けた場合の参考例を準備しましたので、情報提供にご活用ください。

- Q** RSウイルス感染症はかかると怖い病気なのでしょうか、ワクチンを打つ必要はあるのでしょうか？
- A** RSウイルス感染症は2歳未満の乳幼児のうち、年間12万人～18万人が診断され、3～5万人が入院する疾患です。根本的な治療法はなく、症状に対する治療が中心となります。入院してもそのうち7%の乳幼児が人工換気が必要とするなど重症化する可能性もあり、ワクチンによる感染の予防が重要です。
- Q** ワクチンの効果はあるのでしょうか？
- A** 臨床試験において、生後180日までの乳児のRSウイルス感染症による医療機関の受診を51.3%減らし、重症のRSウイルス感染症による医療機関の受診を69.4%減らす効果が認められています。
- Q** 安全性が心配です。
- A** 接種後には接種部位の痛み、頭痛、筋肉痛などがみられることがありますが、通常数日で回復します。安全性については、継続的に評価が行われており、専門家によって現時点では重大な懸念は認められないと評価されています。
- Q** 生まれてきた子供に害を与える可能性はあるのでしょうか？
- A** 生まれてくる子供に対する安全性については、専門家によって継続的に評価が行われており、現時点では重大な懸念は認められないと評価されています。

7 医療従事者の方への留意事項

- RSウイルスワクチン(母子免疫ワクチン)の定期接種の対象となるのは、接種する時点で妊娠28週0日から36週6日の方ですので、接種前に児の母子健康手帳等に基づき、妊娠週数を確認したうえで、接種してください。
- 過去の妊娠時にRSウイルスワクチン(母子免疫ワクチン)を接種したことのある方も対象になります。
- 接種後14日以内に出生した乳児における有効性は確立していないことから、妊娠38週6日までに妊娠終了を予定している場合は妊婦の方によく説明の上、接種してください。

8 副反応疑い報告制度

- 副反応疑い報告制度は、病院もしくは診療所の開設者又は医師(以下、医師等とします。)が、定期的予防接種等を受けた方が、それが原因と疑われる症状を呈していることを知ったときに、PMDA(独立行政法人医薬品医療機器総合機構)に報告することを義務付ける制度です。
- 副反応疑い報告としてPMDAに報告された症例については、厚生労働省の審議会において、報告頻度や予防接種との因果関係を評価する等、予防接種の安全性の評価に役立てています。
- 医師等の皆様におかれましては、予防接種後の副反応疑い事例を知ったときには、適切に副反応疑い報告を行っていただくようお願いいたします。

詳しくは、厚生労働省ホームページ「予防接種法に基づく医師等の報告のお願い」をご参照ください。
https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou20/hukuhannou_houkoku/index.html



9 予防接種健康被害救済制度

- 予防接種の副反応による健康被害は、極めてまれですが、不可避免的に生じるものですので、接種にかかる過失の有無にかかわらず、予防接種と健康被害との因果関係が認定された方を迅速に救済する制度を設けています。

詳しくは厚生労働省ホームページ「予防接種健康被害救済制度について」をご参照ください。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_kenkouhigaikyuusai.html



- この制度において、認定にあたっては、「厳密な因果関係までは必要とせず、接種後の症状が予防接種によって起こることを否定できない場合も救済の対象とする」という考え方にそって、審査を実施しています。
- 医師等の皆様におかれましては、制度の趣旨をご理解いただくとともに、申請を希望される方から受診証明書等の作成の相談があった場合は、円滑な申請が可能となるよう、必要な書類の作成にご協力をお願いします。
- なお、母子免疫ワクチンにおいては、接種された方に加えて、接種された方から生まれた児に生じた健康被害も審査の対象になります。

肺炎の主要な原因である

肺炎球菌の感染症を

予防できるワクチンがあります



65歳の方などを対象に定期接種を実施しています。

肺炎球菌とワクチンについて

○肺炎は日本の死亡原因の第5位であり、成人の肺炎の約2～3割は、肺炎球菌という細菌により引き起こされるとの報告があります。

○肺炎球菌は、このほかにも、血液の中に細菌が回ってしまう敗血症（はいけつしょう）などの重い感染症の原因になることがあります。

○肺炎球菌による感染症に対して、すべての肺炎などが防げるわけではありませんが、有効性・安全性が確認されているワクチンがあります。

〈肺炎の原因(※)〉



(※) Y Fujikura, et.al. BMJ Open Respiratory Research 2023; 10 (1) :e001800 の結果より作図

定期接種の対象と使用するワクチン

■対象となる方(定期接種は①、②、③を通して生涯で1回のみとなります)

① 65歳の方

注意

定期接種の機会には65歳の1年間です。定期接種の対象となる方で、接種を希望する方は、接種の機会を逃すことがないようにご注意ください。

注：65歳を超える方を対象とした経過措置は2024年3月31日に終了しました。

② 60～64歳で

心臓や腎臓、呼吸器の機能に障害があり、身の回りの生活を極度に制限される方

③ 60～64歳で

ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害があり、日常生活がほとんど不可能な方

■定期接種で使用するワクチン：沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン(PCV20)

ワクチンの効果

- 肺炎球菌には100種類以上の血清型があり、定期接種で使用される「沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン(PCV20)」はそのうちの20種類の血清型を対象としたワクチンです。
- この20種類の血清型は、成人侵襲性肺炎球菌感染症(※)の原因の約5～6割を占めるとい研究結果があります。
- また、このワクチンは、血清型に依らない侵襲性肺炎球菌感染症を約3～4割程度を予防する効果があるという研究結果があります。

(※)侵襲性感染症とは、本来は菌が存在しない血液、髄液、関節液などから菌が検出される感染症のことをいいます。

ワクチンの安全性

- このワクチンの接種後に、副反応が生じることがあります。
- 主な副反応には、接種部位の症状(痛み、赤み、腫れなど)、筋肉痛、だるさ、発熱、頭痛などがあります。
- 接種後に気になる症状や体調の変化があらわれたら、すぐ医師にご相談ください。



定期接種を受ける方法・費用

- 定期接種はお住まいの(住民票のある)市町村(特別区を含む。以下同じ。)で実施されます。
- 接種を受ける場所や費用についての詳細は、お住まいの市町村にお問い合わせください。

予防接種健康被害救済制度について

予防接種は、感染症を予防するために重要なものですが、健康被害(病気になったり障害が残ったりすること)が起こることがあります。極めてまれではあるものの、副反応による健康被害をなくすことはできないことから、救済制度が設けられています。

制度の利用を申し込むときは、予防接種を受けたときに住民票を登録していた市町村にご相談ください。

より詳しい情報については、右記のホームページをご確認ください。	肺炎球菌感染症(高齢者)について→		予防接種健康被害救済制度について→	
ホームページをご覧になれない場合は、お住まいの市町村等にご相談ください。	厚労 肺炎球菌 高齢者 <input type="button" value="検索"/>		厚労 予防接種 救済 <input type="button" value="検索"/>	

事 務 連 絡
令和 8 年 2 月 20 日

各

都道府県
市町村
特別区

 衛生主管部（局）御中

各

都道府県
市町村
特別区

 母子保健主管部（局）御中

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課
こども家庭庁成育局母子保健課

RSウイルス感染症に係る定期の予防接種の運用について（依頼）

予防接種行政につきましては、日頃より御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

RSウイルス感染症の予防接種は、予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項の規定に基づく定期の予防接種（以下「定期接種」という。）として、組換えRSウイルスワクチン（妊婦に接種するもの。以下「母子免疫ワクチン」という。）を用いて、令和 8 年 4 月より各医療機関等で順次接種が可能となる予定です。

母子免疫ワクチンを用いた予防接種は、定期接種のワクチンとして初めて妊婦を対象としたものであること、主として産婦人科医療機関等での接種が見込まれること、ワクチンの被接種者と受益者が異なること、里帰り出産等に伴う居住地の市町村（特別区を含む。以下同じ。）外での接種が想定されることといった、他の定期接種とは異なる事情があります。

今般、下記のとおり、母子免疫ワクチンに係る定期接種の運用において御留意いただきたい事項等を取りまとめましたので、貴部局におかれましては、内容を御確認の上、衛生主管部局と母子保健主管部局が連携いただき、接種対象者に対し適切に情報提供を行うとともに、接種対象者が母子免疫ワクチンの接種を希望される場合に、その機会を逸することがないように、対応に遺漏なきようお願いいたします。

記

1. 御留意いただきたい事項

(1) 接種対象者の考え方について

母子免疫ワクチンの定期接種の対象者は、接種する医師が母子健康手帳等の情報をもとに、接種時点において妊娠 28 週から妊娠 37 週に至るまでの間にあると判断した方です。

接種後に妊娠週数が増える等の事情があったとしても、接種する医師が接種時点において妊娠 28 週から妊娠 37 週に至るまでの間にあると判断した場合には、定期接種として取り扱うことに差し支えありません。

(2) 接種対象者に対する接種勧奨に関する事項について

R S ウイルス感染症は法上の A 類疾病として位置づけられることから、法第 8 条に基づき、各市町村は、接種対象者に母子免疫ワクチンの接種を勧奨する必要があります。

接種勧奨の方法については、各市町村の状況に応じ、柔軟に対応を行っていただくこととして差し支えありませんが、接種対象者に対し確実に情報提供がなされるよう、方法を御検討ください。

例えば、妊娠の事実については、妊娠の届出を受け付けることにより母子保健主管部局において把握されることから、妊娠の届出の受付時等に、母子保健主管部局から、接種案内や情報提供資材等を、母子保健に係る資料とともに情報提供する等の方法が考えられます。

また、母子保健主管部局から予防接種を担当する衛生主管部局に対して妊娠の届出の受付に係る情報を共有することが可能な場合は、当該情報をもとに、衛生主管部局から接種対象者に対して接種勧奨を行うことも考えられます。

なお、郵送等の個別通知によって接種勧奨を行う際には、流産・死産等の事情により妊娠を終了するに至った方への配慮に努めていただきますようお願いいたします。

さらに、妊婦に対する継続的な情報提供の機会として、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づく妊婦等包括相談支援事業を担当する母子保健主管部局と妊婦との面談の機会を活用し、接種勧奨や必要な情報提供を行うこともご検討ください。

(3) 予防接種に関する記録の管理・保存に関する事項について

母子免疫ワクチンの接種の記録は、他の定期接種における運用と同様に、医療機関から市町村への予診票等の送付をもって、衛生主管部局が接種の事実を把握し、妊婦又は妊婦であった方の接種の記録として予防接種台帳等に記入し、管理・保存していただきますようお願いいたします。

なお、母子免疫ワクチンにより R S ウイルス感染症に対する予防効果を獲得するのは出生した児ですが、現行の住民基本台帳やこれに基づき作成される予防接種台帳は必ずしも母児の記録が相互に紐づいていないことから、現時点においては、児の予防接種台帳等に母が母子免疫ワクチンを接種した記録を反映することについては、事務負担に鑑みて、可能な範囲でご対応いただくこととして差し支えありません。

(4) 母子健康手帳における接種記録と予防接種済証の取扱いについて

定期の予防接種を行った際には、予防接種法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 36 号）第 4 条の規定に基づき、予防接種済証を交付することとされていますが、母子免疫ワクチンの予防接種においては、母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 16 条第 1 項の規定に基

づき交付された児の母子健康手帳に証明すべき事項を記載することによって、母及び児の予防接種済証の交付に代えることが可能となるよう、法令の整備を行う予定です。

なお、母子健康手帳の様式については、母子免疫ワクチンの接種記録に係る母子保健法施行規則（昭和40年厚生省令第55号）第7条に基づく母子健康手帳様式の改正を予定していますが、当面の間は経過措置として、母子健康手帳の任意記載事項様式に設けている、「その他の予防接種」の欄に記載いただくよう、医療機関等への周知をお願いいたします。

（5） 医療機関との契約に関する事項について

母子免疫ワクチンは、妊婦の方を対象としたワクチンであり、接種により妊娠中に特有の合併症が増加する可能性もあるため、かかりつけの産婦人科医師とも相談の上で妊婦自身が接種の判断をすることが望ましく、主として産婦人科医療機関での接種が見込まれます。そのため、各市町村におかれましては、積極的に管下の産婦人科医療機関と契約を行った上で、産婦人科医療機関において円滑な接種が行われますよう、ご対応をお願いいたします。

（6） 里帰り出産等に伴う居住地の市町村外での接種の取扱いについて

母子免疫ワクチンの定期接種は、妊娠28週から37週に至るまでの間にある妊婦を対象としているところ、里帰り出産等により、居住地の市町村外の医療機関等において接種される場合が想定されます。従前より、他の市町村での予防接種に関しては、「予防接種法第5条第1項の規定による予防接種の実施について」（平成25年3月30日付け健発0330第2号厚生労働省健康局長通知）の別添「定期接種実施要領」により、居住地以外の医療機関と委託契約を行う、居住地の市町村長から里帰り先の市町村長へ予防接種の実施を依頼する、又は居住地の市町村長が定期接種の対象者から事前に申請を受け付けた上で償還払いを行う等の配慮をさせていただきよう示しているところ、母子免疫ワクチンについても同様の対応をお願いいたします。

また、接種対象者への情報提供の際に、里帰り出産等に伴う居住地の市町村外での接種を予定する場合の必要な手続きについて、あらかじめ案内することをご検討ください。

（7） 周知に関する事項について

母子免疫ワクチンによる定期接種の実施にあたり、1（3）のとおり、市町村におかれましては、妊娠の届出をもって接種対象者を特定し接種勧奨を行っていただくことが想定されますが、妊娠の届出を行っていない妊婦の方がいることもあり得ることから、そのような方においても情報が入手できるよう、母子免疫ワクチンが定期接種として接種可能であるということを広く周知することが重要です。

また、母子免疫ワクチンの接種を検討している方が正しい情報に基づいて接種について判断できるよう、貴管下医療機関と連携の上で、RSウイルス感染症や母子免疫ワクチンに関する情報提供を積極的に行っていただくようお願いいたします。周知・広報にあたっては、厚生労働省ホームページに掲載する情報や、厚生労働省作成の周知・広報資材を適

宜ご活用ください。

2. 法に基づく副反応疑い報告制度について

法第 12 条第 1 項の規定に基づき、病院若しくは診療所の開設者又は医師（以下「医師等」という。）は、定期又は臨時の予防接種（以下「定期接種等」という。）を受けた者が、当該定期接種等を受けたことによるものと疑われる症状として厚生労働省令で定めるものを呈していることを知ったときは、その旨を厚生労働大臣に報告（以下「副反応疑い報告」という。）しなければならないこととされています。なお、この報告は、患者に予防接種を行った医師等以外の医師等も行うものとされています。

報告すべき症状については、予防接種法施行規則において副反応疑い報告基準が定められており、当該基準に掲げる症状が接種を受けてから一定の期間内に確認された場合に、副反応疑い報告を行うこととされています。

厚生労働省では、この副反応疑い報告制度により、定期接種等が原因と疑われる症状の事例の情報を収集し、当該情報を踏まえて、定期接種等の実施の可否や公的関与の在り方等を判断するほか、接種を希望される方が正確な知識に基づいて安心して予防接種を受けることができるよう、安全性に関する情報提供を行っています。

各市町村におかれましては、予防接種健康被害救済制度に基づく請求を受け付けたときには、当該請求に係る健康被害に関して副反応疑い報告がなされているかどうかについて確認し、副反応疑い報告がなされていない場合には、当該健康被害を診断した医師等に対し、副反応疑い報告制度の趣旨に鑑み、必要に応じて、当該報告の提出を促していただくようお願いいたします。

（参考）予防接種法に基づく副反応疑い報告制度について（周知依頼）（令和 5 年 10 月 27 日付け厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課・医薬局医薬安全対策課事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001162544.pdf>

3. 予防接種健康被害救済制度について

予防接種健康被害救済制度は、不可避的に生じてしまう予防接種後の健康被害について迅速な救済を行うための制度であり、定期接種等を受けた後に健康被害が生じた方については、制度の趣旨を踏まえ、適切に救済がなされる必要があります。

同制度に基づく申請を希望される方が円滑に手続を行うことができるよう、「予防接種法に基づく健康被害救済制度に関して留意いただきたい事項について」（令和 7 年 7 月 7 日付け厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課ほか連名事務連絡）において、自治体及び医療機関における留意事項をお示しておりますので、引き続き、管内の医療機関に対して周知をお願いいたします。

（参考）予防接種法に基づく健康被害救済制度に関して留意いただきたい事項について（令和 7 年 7 月 7 日付け厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課、医政局医事課事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001560748.pdf>